

意見を聴取するポイントのイメージ

- 路上喫煙禁止区域内で過料処分を行う是非
- 過料の徴収金額



- 本市が必要と認める私有地を路上喫煙禁止区域に含める規定の追加



路上喫煙禁止区域に含まれる私有地（写真はイメージ）

- 現行の県条例と市条例の規制内容

	兵庫県	尼崎市
条例名称	受動喫煙の防止等に関する条例	尼崎市たばこ対策推進条例
規制内容	・ 受動喫煙防止区域における喫煙	・ 市内全域での歩きたばこ ・ 市内全域での吸い殻のポイ捨て ・ 路上喫煙禁止区域内での喫煙
規制の対象となる施設	・ 主に、屋内が対象 - 健康増進法の規制対象に加え、一部、屋外施設も規制対象	・ 屋外が対象
罰則	・ 罰則の規定あり - 主に、施設管理者に対する罰則	・ 罰則の規定なし